

# 山梨県公報

号外第三十一号

平成十五年

四月四日

金 曜 日

## 目 次

### 選挙管理委員会

山梨県議会議員一般選挙の執行	一
山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者	一
山梨県議会議員一般選挙において山梨県選挙管理委員会書記が駐在して職務する場所	二
山梨県議会議員一般選挙において候補者等が山梨県選挙管理委員会にする届出等の受付場所	三
山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時	四
山梨県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日	五
山梨県議会議員一般選挙において開票事務を選挙会事務に併せて行う選挙区	五
山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙運動に関する支出金額の制限額	五
山梨県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所(十五件)	五
山梨県議会議員一般選挙における選挙区立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時(十五件)	七

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十五号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成十四年法律第五十号)第一条第一項の規定により山梨県議会議員一般選挙を次のとおり執行する。

平成十五年四月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

一 選挙の期日 平成十五年四月十三日  
二 選挙すべき議員の数

選挙区	議員数
東山梨郡	一人
東八代郡	三人
西八代郡	一人
南巨摩郡	二人
中巨摩郡	八人
北巨摩郡	三人
南都留郡	二人
北都留郡	一人
甲府市	九人
富士吉田市	三人
塩山市	一人
都留市・西桂町	二人
山梨市	二人
大月市	二人
斐崎市	二人

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十六号

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十五年四月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

選挙区名	選挙長		職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
東山梨郡	甲府市西下条町四二〇番地の一	吉岡重文	東八代郡一宮町北都塚五番地	石原一也
東八代郡	大月市駒橋二丁目五番一六号	小俣一彦	甲府市中小河原町四四番地	向山仁
西八代郡	甲府市大里町三六七六番地	藤原克己	中巨摩郡竜王町万才三八〇番地四	宇野哲夫
南巨摩郡	甲府市西田町三番七号	窪島正己	甲府市大里町二〇一一番地	平賀孝雄
中巨摩郡	甲府市武田三丁目一四番五号	岩澤俊雄	北巨摩郡双葉町字津谷二六七五番地	飯室司
北巨摩郡	中巨摩郡竜王町竜王新町七三二番地一一	歌田日出男	北巨摩郡須玉町東向二五六六番地	仲田永雄
南都留郡	塩山市上塩後三七八番地一	志村克美	大月市大月町花咲一六九五番地一	金森正男
北都留郡	南都留郡山中湖村平野三二八九番地	羽田幸徳	都留市つる一丁目三番一九号	原田育生
甲府市	甲府市善光寺町三〇一九番地の三	富岡榮子	甲府市上石田二丁目三五番一三号	山田泰良
富士吉田市	富士吉田市大明見四四二〇番地の一	高木孝昌	富士吉田市小明見四六番地	武藤信明
塩山市	塩山市上於曾三二二番地の二	内田智文	塩山市下於曾五二四番地	桐原勝義
都留市・西桂町	都留市夏狩一七二七番地	勝俣茂雄	都留市中央二丁目六番五号	富田一明
山梨市	山梨市市川二二六四番地	坂本恵弘	山梨市山根二二七二番地	深沢榮
大月市	大月市大月一丁目一番二〇号	相馬之一	大月市猿橋町猿橋一番地	村田文夫
韮崎市	韮崎市穂坂町三ツ沢二八二六番地	岡田邦男	韮崎市清哲町青木一八九〇番地の一	雨宮高

山梨県選挙管理委員会告示第三十七号

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙における市の選挙区（都留市・西桂町選挙区を含む。）において、山梨県選挙管理委員会書記が駐在して執務する場所は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

選挙区名	山梨県選挙管理委員会書記が駐在して執務する場所
甲府市	甲府市丸の内一丁目一八番一号 甲府市役所
富士吉田市	富士吉田市下吉田一八七七番地 富士吉田市立産業会館
塩山市	塩山市上於曾一〇四〇番地 塩山市役所
都留市・西桂町	都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所
山梨市	山梨市小原西九五五番地 山梨市働く婦人の家別館
大月市	大月市大月二丁目六番一〇号 大月市役所
韮崎市	韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市役所

**山梨県選挙管理委員会告示第三十八号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙において、候補者等が山梨県選挙管理委員会にする届出等の受付場所は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

届出事項等	受付場所
選挙事務所設置(異動)届 出納責任者選任(異動)届 選挙運動事務員等の届 選挙運動の公費負担の届	<p>郡の選挙区にあつては、当該選挙区の山梨県選挙管理委員会地方事務局 市の選挙区(都留市・西桂町選挙区を含む。)にあつては、当該市の市役所(ただし、富士吉田市にあつては富士吉田市立産業会館、また山梨市にあつては、山梨市働く婦人の家別館)</p> <p>東山梨郡選挙区 東八代郡選挙区 塩山市選挙区 山梨市選挙区 西八代郡選挙区 南巨摩郡選挙区</p> <p>峡東地方事務局 峡南地方事務局</p>

選挙運動に関する収支報告書

中巨摩郡選挙区 甲府市選挙区	峡中地方事務局
北巨摩郡選挙区 斐崎市選挙区	峡北地方事務局
南都留郡選挙区 北都留郡選挙区 富士吉田市選挙区 都留市・西桂町選挙区 大月市選挙区	富士北麓・東部地方事務局

山梨県選挙管理委員会告示第三十九号

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場  
所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

選挙区名	場	所	日	時
東山梨郡	塩山市上塩後二二三九番地の一	東山梨合同庁舎	平成十五年四月十四日	午前九時三十分
東八代郡	塩山市上塩後二二三九番地の一	東山梨合同庁舎	平成十五年四月十四日	午前十時三十分
西八代郡	南巨摩郡鯉沢町七七一番地の一	南巨摩合同庁舎	平成十五年四月十四日	午前十時
南巨摩郡	南巨摩郡鯉沢町七七一番地の一	南巨摩合同庁舎	平成十五年四月十四日	午前十一時
中巨摩郡	甲府市丸の内一丁目六番一号	山梨県庁北別館	平成十五年四月十四日	午前十時
北巨摩郡	斐崎市本町四丁目二番四号	北巨摩合同庁舎	平成十五年四月十四日	午前十一時
南都留郡	都留市田原三丁目三番三号	南都留合同庁舎	平成十五年四月十四日	午前十時三十分
北都留郡	都留市田原三丁目三番三号	南都留合同庁舎	平成十五年四月十四日	午前十一時
甲府市	甲府市青沼三丁目五番四四号	甲府市総合市民会館	平成十五年四月十三日	午後九時十五分
富士吉田市	富士吉田市下吉田八八六番地	富士吉田市立下吉田中学校	平成十五年四月十三日	午後九時十五分

塩山市	塩山市上於曾一〇四〇番地	塩山市役所	平成十五年四月十三日 午後九時十五分
都留市・西桂町	都留市上谷一丁目一番一号	都留市役所	平成十五年四月十四日 午前十時
山梨市	山梨市上神内川一三四八番地	山梨市勤労者福祉センター	平成十五年四月十三日 午後九時十五分
大月市	大月市大月二丁目七番四三号	大月市立大月東小学校	平成十五年四月十三日 午後九時三十分
韮崎市	韮崎市本町四丁目九番二号	韮崎市営体育館	平成十五年四月十三日 午後九時十五分

**山梨県選挙管理委員会告示第四十号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により、公職の候補者がポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

ポスターを掲示することができる日 平成十五年四月四日

**山梨県選挙管理委員会告示第四十一号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙において、次の選挙区の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成十五年四月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

- 甲府市選挙区
- 富士吉田市選挙区
- 塩山市選挙区
- 山梨市選挙区
- 大月市選挙区
- 韮崎市選挙区

**山梨県選挙管理委員会告示第四十二号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項の規定による各選挙区の候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

選挙区名	制限額
東山梨郡	五百六十二万三千六百円
東八代郡	五百五十一万九千六百円
西八代郡	五百七十七万二千円
南巨摩郡	五百三十四万二千四百円
中巨摩郡	五百二十八万五千九百円
北巨摩郡	五百二十九万四千八百円
南都留郡	五百三十六万三千九百円
北都留郡	五百八十二万三千五百円
甲府市	五百三十二万六千六百円
富士吉田市	五百七十七万八千八百円
塩山市	五百六十七万六千九百円
都留市・西桂町	五百十五万八千六百円
山梨市	四百九十六万五千二百円
大月市	四百九十八万二千百円
韮崎市	四百九十五万百円

**山梨県議会議員一般選挙東山梨郡選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の東山梨郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙東山梨郡選挙区

選挙長 吉岡重文

塩山市上塩後一三三九番地の一

東山梨合同庁舎

**山梨県議会議員一般選挙東八代郡選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の東八代郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙東八代郡選挙区

選挙長 小俣一彦

塩山市上塩後一三三九番地の一

東山梨合同庁舎

**山梨県議会議員一般選挙西八代郡選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の西八代郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙西八代郡選挙区

選挙長 藤原克己

南巨摩郡鯉沢町七七一番地の二

南巨摩合同庁舎

**山梨県議会議員一般選挙南巨摩郡選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の南巨摩郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙南巨摩郡選挙区

選挙長 窪島正己

南巨摩郡鯉沢町七七一番地の二

南巨摩合同庁舎

**山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の中巨摩郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区

選挙長 岩澤俊雄

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館

(ただし、平成十五年四月四日午前八時三十分から正午までに限り、甲府市丸の内一丁目九番一一号県民会館六階会議室とする。)

**山梨県議会議員一般選挙北巨摩郡選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の北巨摩郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙北巨摩郡選挙区

選挙長 歌田日出男

韮崎市本町四丁目二番四号 北巨摩合同庁舎

**山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の南都留郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区

選挙長 志村克美

都留市田原三丁目三番三号 南都留合同庁舎

**山梨県議会議員一般選挙北都留郡選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の北都留郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙北都留郡選挙区

選挙長 羽田幸徳

都留市田原三丁目三番三号 南都留合同庁舎

**山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲府市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区

選挙長 富岡榮子

甲府市丸の内一丁目一八番一号 甲府市役所

**山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の富士吉田市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区

選挙長 高木孝昌

富士吉田市下吉田一八七七番地 富士吉田市立産業会館

**山梨県議会議員一般選挙塩山市選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の塩山市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙塩山市選挙区

選挙長 内田智文

塩山市上於曾一〇四〇番地 塩山市役所

**山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の都留市・西桂町選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区

選挙長 勝俣茂雄

都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所

**山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の山梨市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区

選挙長 坂本恵弘

山梨市小原西九五番地 山梨市働く婦人の家別館  
(ただし、平成十五年四月四日午前八時三十分から午後五時までに限り、山梨市小原西九五番地山梨市役所とする。)

**山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の大月市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区

選挙長 相馬之一

大月市大月二丁目六番二〇号 大月市役所

**山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区選挙長告示第一号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の韮崎市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区

選挙長 岡田邦男

韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市役所

**山梨県議会議員一般選挙東山梨郡選挙区選挙長告示第二号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の東山梨郡選挙区において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第一項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙東山梨郡選挙区

選挙長 吉岡重文

一 場所 塩山市上塩後一三三九番地の一

東山梨合同庁舎

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時三十分

**山梨県議会議員一般選挙東八代郡選挙区選挙長告示第二号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の東八代郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙東八代郡選挙区

選挙長 小 俣 一 彦

一 場所 塩山市上塩後一三三九番地の一

東山梨合同庁舎

二 日時 平成十五年四月十日 午後六時

山梨県議会議員一般選挙西八代郡選挙区選挙長告示第二号

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の西八代郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙西八代郡選挙区

選挙長 藤 原 克 己

一 場所 南巨摩郡鯉沢町七七一番地の二

南巨摩合同庁舎

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時十五分

山梨県議会議員一般選挙南巨摩郡選挙区選挙長告示第二号

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の南巨摩郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙南巨摩郡選挙区

選挙長 窪 島 正 己

一 場所 南巨摩郡鯉沢町七七一番地の二

南巨摩合同庁舎

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区選挙長告示第二号  
平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の中巨摩郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区

選挙長 岩 澤 俊 雄

一 場所 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県庁北別館

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時十分

山梨県議会議員一般選挙北巨摩郡選挙区選挙長告示第二号

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の北巨摩郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙北巨摩郡選挙区

選挙長 歌 田 日 出 男

一 場所 韮崎市本町四丁目二番四号

北巨摩合同庁舎

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区選挙長告示第二号

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の南都留郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区

選挙長 志 村 克 美

一 場所 都留市田原三丁目三番二号

南都留合同庁舎



二 日時 平成十五年四月十日 午後五時十五分

**山梨県議会議員一般選挙北都留郡選挙区選挙長告示第二号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の北都留郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙北都留郡選挙区

選挙長 羽田幸徳

一 場所 都留市田原三丁目三番二号

南都留合同庁舎

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時三十分

**山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区選挙長告示第二号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲府市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区

選挙長 富岡榮子

一 場所 甲府市丸の内一丁目一八番一号

甲府市役所

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時十五分

**山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区選挙長告示第二号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の富士吉田市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区

選挙長 高木孝昌

一 場所 富士吉田市下吉田一八七七番地

富士吉田市立産業会館

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時十五分

**山梨県議会議員一般選挙塩山市選挙区選挙長告示第二号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の塩山市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙塩山市選挙区

選挙長 内田智文

一 場所 塩山市上於曾一〇四〇番地

塩山市役所

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時十五分

**山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区選挙長告示第二号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の都留市・西桂町選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区

選挙長 勝俣茂雄

一 場所 都留市上谷一丁目一番一号

都留市役所

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時十五分

**山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区選挙長告示第二号**

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の山梨市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区

選挙長 坂本 恵弘

一 場所 山梨市小原西九五番地

山梨市働く婦人の家別館

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時十五分

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区選挙長告示第二号

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の大月市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第一項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区

選挙長 相馬 之一

一 場所 大月市大月二丁目六番二〇号

大月市役所

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時二十分

山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区選挙長告示第二号

平成十五年四月十三日執行の山梨県議会議員一般選挙の韮崎市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第一項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年四月四日

山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区

選挙長 岡田 邦男

一 場所 韮崎市水神一丁目三番一号

韮崎市役所

二 日時 平成十五年四月十日 午後五時十五分